

島根労働局発表
平成25年11月19日

担 当	島根労働局職業安定部職業対策課
	課長 菖蒲 宏光 地方障害者雇用担当官 後藤 宏光
	TEL 0852-20-7020

平成25年障害者雇用状況の集計結果

島根労働局では、平成25年6月1日現在の県内の民間企業及び公的機関における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況を次のとおりとりまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）では、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務づけられている事業主等は、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況を国に報告しなければならないこととされています。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定されています（民間企業の場合 1.8%⇒2.0%）。

◎集計結果の主なポイント

【民間企業】（法定雇用率2.0%）

- ①□ 実雇用率は1.89%（対前年比0.01ポイント上昇：全国第15位）
《全国平均1.76%》

（注）実雇用率とは、法で雇用義務の生じる規模（50人以上）で雇用される障害者数をその常用労働者数で除した雇用率。

- ② 法定雇用率を達成している企業割合は57.2%（対前年比5.1ポイント低下：全国4位）《全国平均42.7%》

【公的機関】（法定雇用率2.3%。都道府県等の教育委員会は2.2%）

- ①□ 実雇用率は

県の機関で	2.45%（対前年比0.01ポイント上昇）
市町村等の機関で	2.32%（対前年比0.13ポイント上昇）
特殊法人等で	2.40%（対前年比0.21ポイント上昇）
教育委員会で	1.87%（対前年比0.14ポイント上昇）

- ② 法定雇用率を達成している機関数

県の機関	3機関（対象機関 3機関）
市町村等	29機関（対象機関32機関）

特殊法人等 2 機関（対象機関 2 機関）
 教育委員会 1 機関（対象機関 2 機関）

(注) 教育委員会には、法定雇用率 2. 2%が適用される島根県教育委員会、松江市教育委員会を計上しています。（法で定める雇用義務の生じる規模は、2. 3%は 4 3. 5 人、2. 2%は 4 5. 5 人）
 法定雇用率が市町村等と同じ 2. 3%が適用される市町村教育委員会は、市町村等に計上しています。

③ 公的機関における未達成機関

島根県教育委員会、津和野町、松江市上下水道局、雲南市立病院の 4 機関となっています。

(指導の結果、松江市上下水道局は 1 1 月 1 1 日に障害者を雇用し、法定雇用率達成済)

このような状況を踏まえ、島根労働局としては

- * 民間企業においては、法定雇用率達成指導を厳正に実施します。
- * 公的機関は、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成機関に対し局幹部職員による指導を徹底します。

【結果の概要】

1. 民間企業における雇用状況

(1) 実雇用率

法定雇用率 2. 0%が適用される民間企業（常用労働者数 50 人以上規模企業）における実雇用率は 1. 89%で、前年比で 0. 01 ポイント上昇した。

表 1 (以下、表はすべて平成 25 年 6 月 1 日現在)

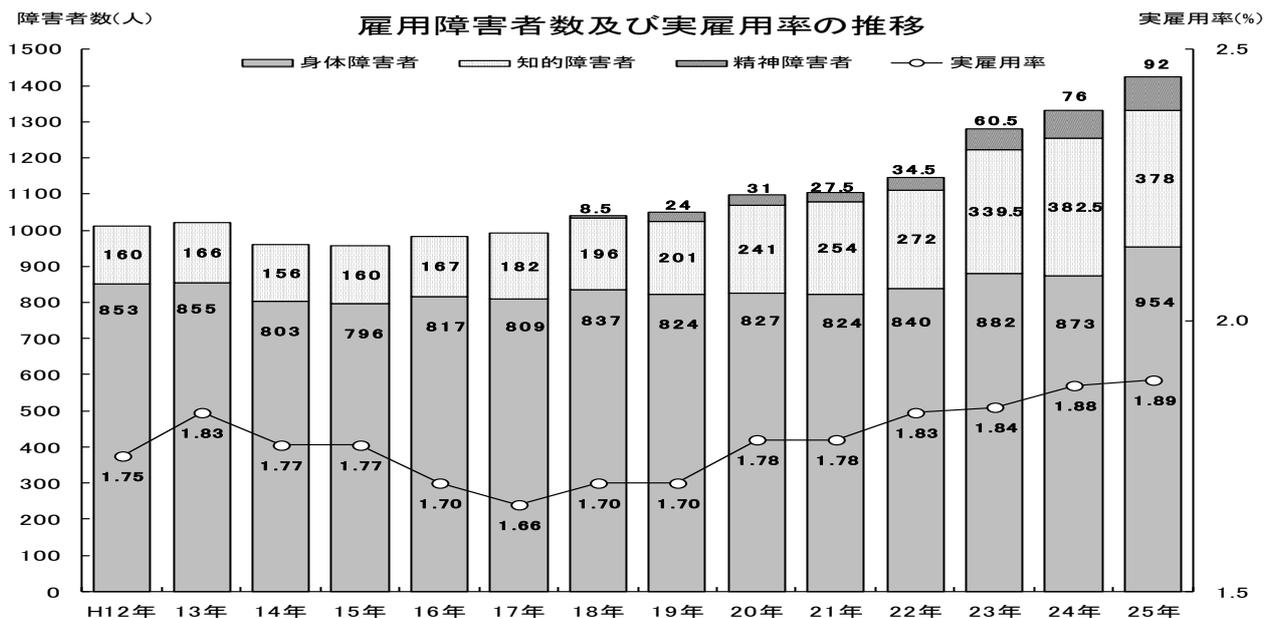
	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 人	②障害者の数 人	③実雇用率 %	④法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合 %
民間企業	75,317.5	1,424.0	1.89	297 / 519	57.2
	(70,964.5)	(1,331.5)	(1.88)	(282) / (453)	(62.3)

(注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしている。

3 () 内は、平成 24 年 6 月 1 日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成 18 年 4 月 1 日から実雇用率に算定されることとなった



(2) 法定雇用率達成企業割合

法定雇用率を達成している企業の割合は57.2%で、対前年比で5.1ポイント低下した。これを企業規模別で見ると、1,000人以上規模企業が75.0%で高く、56～99人規模企業が60.3%、100～299人規模企業が58.8%となっているが、300～499人以上規模企業は43.5%と低い水準となっている。

表2

人	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合 %
50～55	2,620.0 (—)	43.5 (—)	1.66 (—)	23 / 50 (— / —)	46.0 (—)
56～99	15,980.0 (14,567.0)	258.5 (270.0)	1.62 (1.85)	135 / 224 (120 / 203)	60.3 (59.1)
100～299	29,423.0 (29,982.5)	525.0 (497.0)	1.78 (1.66)	117 / 199 (135 / 206)	58.8 (65.5)
300～499	7,753.0 (6,692.5)	197.0 (193.5)	2.54 (2.89)	10 / 23 (13 / 20)	43.5 (65.0)
500～999	11,016.0 (10,421.0)	224.0 (188.5)	2.03 (1.81)	9 / 19 (9 / 19)	47.4 (47.4)
1,000～	8,525.5 (9,301.5)	176.0 (182.5)	2.06 (1.96)	3 / 4 (5 / 5)	75.0 (100.0)
規模計	75,317.5 (70,964.5)	1,424.0 (1,331.5)	1.89 (1.88)	297 / 519 (282 / 453)	57.2 (62.3)

注) 表1と同じ

(3) 産業別状況

法定雇用率2.0%を上回った産業は、「農業、林業(2.36%)」、「製造業(2.06%)」、「運輸業、郵便業(2.37%)」、「医療、福祉(2.26%)」、「サービス業(2.02%)」となっている。

表3

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
農業、林業	508.5 人 (481.5 人)	12.0 人 (8.0 人)	2.36 % (1.66 %)	4 / 7 (3 / 6)	57.1 % (50.0 %)
漁業	192.0 人 (139.0 人)	1.0 人 (0.0 人)	0.52 % (0.00 %)	1 / 3 (0 / 2)	33.3 % (0.0 %)
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 人 (0.0 人)	0.0 人 (0.0 人)	— % (— %)	0 / 0 (0 / 0)	— % (— %)
建設業	2,675.0 人 (2,437.0 人)	44.5 人 (37.0 人)	1.66 % (1.52 %)	20 / 31 (13 / 26)	64.5 % (50.0 %)
製造業	19,019.5 人 (18,603.5 人)	392.0 人 (392.0 人)	2.06 % (2.11 %)	82 / 127 (80 / 114)	64.6 % (70.2 %)
食料品・たばこ	2,886.0 人 (2,595.0 人)	72.5 人 (57.0 人)	2.51 % (2.20 %)	21 / 28 (16 / 23)	75.0 % (69.6 %)
繊維・衣服	708.5 人 (665.5 人)	12.0 人 (10.0 人)	1.69 % (1.50 %)	6 / 9 (5 / 7)	66.7 % (71.4 %)
木材・家具	1,036.5 人 (1,082.0 人)	16.5 人 (18.5 人)	1.59 % (1.71 %)	4 / 7 (5 / 8)	57.1 % (62.5 %)
パルプ・紙・印刷	1,127.5 人 (1,129.5 人)	43.5 人 (47.0 人)	3.86 % (4.16 %)	6 / 7 (6 / 7)	85.7 % (85.7 %)
化学工業	525.0 人 (300.0 人)	3.0 人 (1.0 人)	0.57 % (0.33 %)	1 / 5 (0 / 3)	20.0 % (0.0 %)
窯業・土石	692.5 人 (705.0 人)	32.0 人 (52.0 人)	4.62 % (7.38 %)	5 / 7 (5 / 7)	71.4 % (71.4 %)
鉄鋼	1,624.0 人 (1,573.5 人)	28.0 人 (25.0 人)	1.72 % (1.59 %)	4 / 7 (3 / 5)	57.1 % (60.0 %)
非鉄金属	80.0 人 (81.0 人)	1.0 人 (1.0 人)	1.25 % (1.23 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
金属製品	348.5 人 (325.0 人)	8.0 人 (7.0 人)	2.30 % (2.15 %)	2 / 3 (2 / 3)	66.7 % (66.7 %)
電気機械	1,124.0 人 (1,202.5 人)	11.5 人 (12.0 人)	1.02 % (1.00 %)	5 / 9 (6 / 9)	55.6 % (66.7 %)
その他機械	4,032.0 人 (4,296.0 人)	63.0 人 (68.5 人)	1.56 % (1.59 %)	15 / 27 (20 / 28)	55.6 % (71.4 %)
その他	4,835.0 人 (4,648.5 人)	101.0 人 (93.0 人)	2.09 % (2.00 %)	12 / 17 (11 / 13)	70.6 % (84.6 %)
電気・ガス・熱供給・水道業	59.0 人 (0.0 人)	0.0 人 (0.0 人)	— % (— %)	0 / 1 (0 / 0)	— % (— %)
情報通信業	1,552.0 人 (1,536.5 人)	21.5 人 (17.5 人)	1.39 % (1.14 %)	3 / 9 (3 / 7)	33.3 % (42.9 %)
運輸業、郵便業	1,962.0 人 (1,801.0 人)	46.5 人 (33.5 人)	2.37 % (1.86 %)	11 / 17 (11 / 14)	64.7 % (78.6 %)
卸売業、小売業	12,116.0 人 (11,694.0 人)	176.5 人 (161.0 人)	1.46 % (1.38 %)	32 / 72 (35 / 68)	44.4 % (51.5 %)
金融業、保険業	4,319.0 人 (4,221.0 人)	73.0 人 (69.5 人)	1.69 % (1.65 %)	4 / 10 (3 / 9)	40.0 % (33.3 %)
不動産業、物品賃貸業	457.0 人 (286.0 人)	5.0 人 (4.0 人)	1.09 % (1.40 %)	1 / 4 (1 / 2)	25.0 % (50.0 %)
学術研究、専門・技術サービス業	897.5 人 (618.0 人)	8.0 人 (7.0 人)	0.89 % (1.13 %)	3 / 10 (3 / 8)	30.0 % (37.5 %)
宿泊業、飲食サービス業	1,945.0 人 (1,631.0 人)	27.0 人 (25.0 人)	1.39 % (1.53 %)	9 / 21 (9 / 17)	42.9 % (52.9 %)
生活関連サービス業、娯楽業	1,965.5 人 (1,862.0 人)	30.5 人 (48.5 人)	1.55 % (2.60 %)	9 / 19 (10 / 16)	47.4 % (62.5 %)
教育、学習支援業	476.5 人 (532.0 人)	5.0 人 (9.0 人)	1.05 % (1.69 %)	2 / 6 (3 / 5)	33.3 % (60.0 %)
医療、福祉	17,713.0 人 (16,533.5 人)	400.0 人 (367.5 人)	2.26 % (2.22 %)	82 / 128 (80 / 114)	64.1 % (70.2 %)
複合サービス事業	4,485.5 人 (4,367.5 人)	81.0 人 (78.5 人)	1.81 % (1.80 %)	9 / 14 (9 / 13)	64.3 % (69.2 %)
サービス業(他に分類されないもの)	4,974.5 人 (4,221.0 人)	100.5 人 (73.5 人)	2.02 % (1.74 %)	25 / 40 (19 / 32)	62.5 % (59.4 %)
産業別	75,317.5 人 (70,964.5 人)	1,424.0 人 (1,331.5 人)	1.89 % (1.88 %)	297 / 519 (282 / 453)	57.2 % (62.3 %)

2. 地方公共団体等における雇用状況

法定雇用率2.3%が適用される県、市町村、特殊法人等の機関における実雇用率をみると県の機関では2.45%、市町村等の機関では2.32%、特殊法人等で2.40%となり、前年との比較では県の機関では0.01ポイント、市町村等の機関で0.13ポイント、特殊法人等では0.21ポイントそれぞれ上昇した。

また、法定雇用率2.2%が適用される県等の教育委員会における実雇用率は1.87%で、前年より0.14ポイント上昇した。

地方公共団体等における障害者の在職状況

① 法定雇用率2.3%が適用される地方公共団体等

表4

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	②障害者の数 人	③実雇用率 %	④法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合 %
県の機関	4,649.5	114.0	2.45	3 / 3	100.0
	(4,631.5)	(113.0)	(2.44)	(3) / (3)	(100.0)
市町村の機関	7,860.0	182.5	2.32	29 / 32	90.6
	(7,912.5)	(173.0)	(2.19)	(30) / (32)	(93.8)
特殊法人等	1,918.5	46.0	2.40	2 / 2	100.0
	(1,874.0)	(41.0)	(2.19)	(2) / (2)	(100.0)

② 法定雇用率2.2%が適用される県等の教育委員会

表5

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	②障害者の数 人	③実雇用率 %	④法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合 %
教育委員会	6,040.0	113.0	1.87	1 / 2	50.0
	(6,129.5)	(106.0)	(1.73)	(1) / (2)	50.0

(注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

3 () 内は、平成24年6月1日現在の数値である。

③ 地方公共団体等における障害者の雇用状況

表 6

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
島 根 県	3,822	95.5	2.50	0
島 根 県 病 院 局	477	10	2.10	0
島 根 県 警 察 本 部	350.5	8.5	2.43	0
松 江 市	1,065	29	2.72	0
浜 田 市	626	16	2.56	0
出 雲 市	932	21	2.25	0
益 田 市	353	10	2.83	0
大 田 市	644.5	16	2.48	0
安 来 市	432	9	2.08	0
江 津 市	237	8	3.38	0
雲 南 市	421	9	2.14	0
奥 出 雲 町	194.5	5	2.57	0
飯 南 町	131	3	2.29	0
川 本 町	77	1	1.30	0
美 郷 町	117	2	1.71	0
邑 南 町	225	5	2.22	0
津 和 野 町	142	2	1.41	1
吉 賀 町	92	3	3.26	0
海 士 町	76	1	1.32	0
西 ノ 島 町	81	2	2.47	0
隠 岐 の 島 町	189	4	2.12	0
島 根 県 教 育 委 員 会	5,817	106	1.82	21
松 江 市 教 育 委 員 会	223	7	3.14	0
浜 田 市 教 育 委 員 会	185	4	2.16	0
出 雲 市 教 育 委 員 会	131	3	2.29	0
益 田 市 教 育 委 員 会	79	1	1.27	0
大 田 市 教 育 委 員 会	124	3	2.42	0
安 来 市 教 育 委 員 会	74	1	1.35	0
雲 南 市 教 育 委 員 会	50	1	2.00	0
松 江 市 上 下 水 道 局	132.5	1	0.75	2
松 江 市 交 通 局	48	1	2.08	0
松 江 市 立 病 院	385.5	9	2.33	0
出 雲 市 立 総 合 医 療 セ ン タ ー	126.5	2	1.58	0
安 来 市 立 病 院	107	3	2.80	0
雲 南 市 立 病 院	175	3	1.71	1
隠 岐 広 域 連 合 立 隠 岐 病 院	118.5	2	1.69	0
邑 智 郡 公 立 病 院 組 合	89	2.5	2.81	0
国 立 大 学 法 人 島 根 大 学	1,748.5	42	2.40	0
公 立 大 学 法 人 島 根 県 立 大 学	170	4	2.35	0

(注)

1. 法定雇用率2.2%が適用される機関は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会である。
2. 法定雇用率2.3%が適用される機関は、上記1以外の機関である。

(参考) 都道府県別の民間企業の実雇用率・達成企業割合の状況

実雇用率

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)
全国	1.76	0.07
1 山口	2.33	0.05
2 福井	2.27	0.00
3 奈良	2.22	0.07
4 佐賀	2.17	0.04
5 大分	2.15	0.05
6 沖縄	2.12	0.17
7 長崎	2.10	0.02
8 熊本	2.08	0.11
9 宮崎	2.04	0.08
10 和歌山	2.03	0.14
11 鹿児島	2.02	0.10
12 高知	1.94	△ 0.04
13 京都	1.93	0.13
14 岡山	1.93	0.11
15 島根	1.89	0.01
16 長野	1.88	0.05
17 岩手	1.87	0.08
18 香川	1.86	0.11
19 北海道	1.85	0.07
20 広島	1.84	0.06
21 兵庫	1.84	0.05
22 滋賀	1.81	0.03
23 富山	1.80	0.09
24 山形	1.79	0.15
25 青森	1.78	0.08
26 徳島	1.78	0.10
27 鳥取	1.77	△ 0.03
28 福岡	1.76	0.07
29 大阪	1.76	0.07
30 岐阜	1.74	0.04
31 愛媛	1.73	0.02
32 群馬	1.73	0.14
33 静岡	1.72	0.07
34 東京	1.72	0.06
35 埼玉	1.71	0.09
36 千葉	1.71	0.08
37 宮城	1.71	0.08
38 山梨	1.70	0.01
39 福島	1.69	0.05
40 石川	1.69	0.12
41 愛知	1.68	0.07
42 神奈川	1.68	0.05
43 栃木	1.68	0.09
44 秋田	1.67	0.11
45 茨城	1.66	0.07
46 新潟	1.65	0.06
47 三重	1.60	0.03

達成割合

都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	42.7	△ 4.1	36,413	／ 85,314
1 佐賀	63.6	△ 5.8	335	／ 527
2 宮崎	59.3	△ 5.9	415	／ 700
3 香川	59.2	△ 0.8	449	／ 759
4 島根	57.2	△ 5.1	297	／ 519
5 和歌山	57.2	△ 3.4	309	／ 540
6 鹿児島	56.2	△ 3.5	591	／ 1,051
7 奈良	55.8	△ 3.5	277	／ 496
8 大分	55.0	△ 3.7	388	／ 705
9 高知	54.4	△ 2.0	264	／ 485
10 富山	54.3	△ 3.0	509	／ 937
11 長崎	53.9	△ 3.1	491	／ 911
12 鳥取	53.6	△ 3.0	211	／ 394
13 長野	53.5	△ 7.4	787	／ 1,472
14 徳島	53.3	△ 4.5	215	／ 403
15 沖縄	53.0	△ 4.7	432	／ 815
16 滋賀	51.8	△ 2.9	381	／ 735
17 熊本	51.5	△ 2.9	573	／ 1,112
18 福井	51.3	△ 4.3	326	／ 636
19 秋田	51.1	△ 0.2	339	／ 664
20 山形	50.3	△ 2.1	421	／ 837
21 山口	49.6	△ 6.8	426	／ 859
22 岩手	49.6	△ 2.6	447	／ 902
23 岐阜	49.0	△ 3.9	648	／ 1,322
24 石川	48.4	△ 4.2	441	／ 912
25 群馬	48.1	0.3	609	／ 1,267
26 岡山	47.9	△ 1.9	623	／ 1,301
27 茨城	47.4	△ 4.0	641	／ 1,351
28 兵庫	47.4	△ 6.6	1,426	／ 3,011
29 京都	46.9	△ 2.8	745	／ 1,588
30 福島	46.6	△ 1.8	565	／ 1,213
31 三重	46.4	△ 3.8	459	／ 989
32 青森	46.3	△ 1.2	385	／ 831
33 山梨	46.3	△ 6.4	238	／ 514
34 栃木	46.2	△ 3.3	485	／ 1,049
35 静岡	46.0	△ 2.9	1,187	／ 2,580
36 北海道	45.6	△ 4.5	1,425	／ 3,124
37 福岡	45.6	△ 4.3	1,459	／ 3,202
38 新潟	44.7	△ 2.9	734	／ 1,643
39 千葉	44.3	△ 4.6	898	／ 2,026
40 広島	44.2	△ 4.3	887	／ 2,007
41 愛媛	43.9	△ 6.9	390	／ 889
42 宮城	43.0	△ 3.4	576	／ 1,339
43 大阪	40.7	△ 4.2	2,822	／ 6,942
44 愛知	40.6	△ 3.2	2,171	／ 5,350
45 神奈川	40.0	△ 5.1	1,631	／ 4,077
46 埼玉	39.9	△ 4.0	1,077	／ 2,702
47 東京	28.4	△ 5.3	5,008	／ 17,626

(注) 都道府県別の状況は、企業の主たる事業所（特例子会社等の認定を受けている企業にあたっては、その親会社の主たる事業所）が所在する都道府県において、集計したものである。

(参考) 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は、実雇用率に算定することができる）。

【民間企業】 一般の民間企業・・・・・・・・・・ 2.0%

（50人以上規模の企業）

特殊法人等・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.3%

（労働者数43.5人以上規模の特殊法人及び独立行政法人）

【国、地方公共団体】・・・・・・・・・・・・ 2.3%

（43.5人以上規模の機関）

【都道府県等の教育委員会】・・・・・・・・ 2.2%

（45.5人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業・機関の規模）

* 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

* 短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）は、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者については1人分とし、重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害及び精神障害のある労働者については、0.5人分としてカウントされる。